

サンプル (表面)

料金別納郵便

簡易書留

親展

〒XXX-XXXX

〇〇県〇〇市〇〇〇番地〇丁目〇〇
〇〇〇〇ビル〇〇階

株式会社〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇 〇〇 様

バーコード

000-00-00000-0

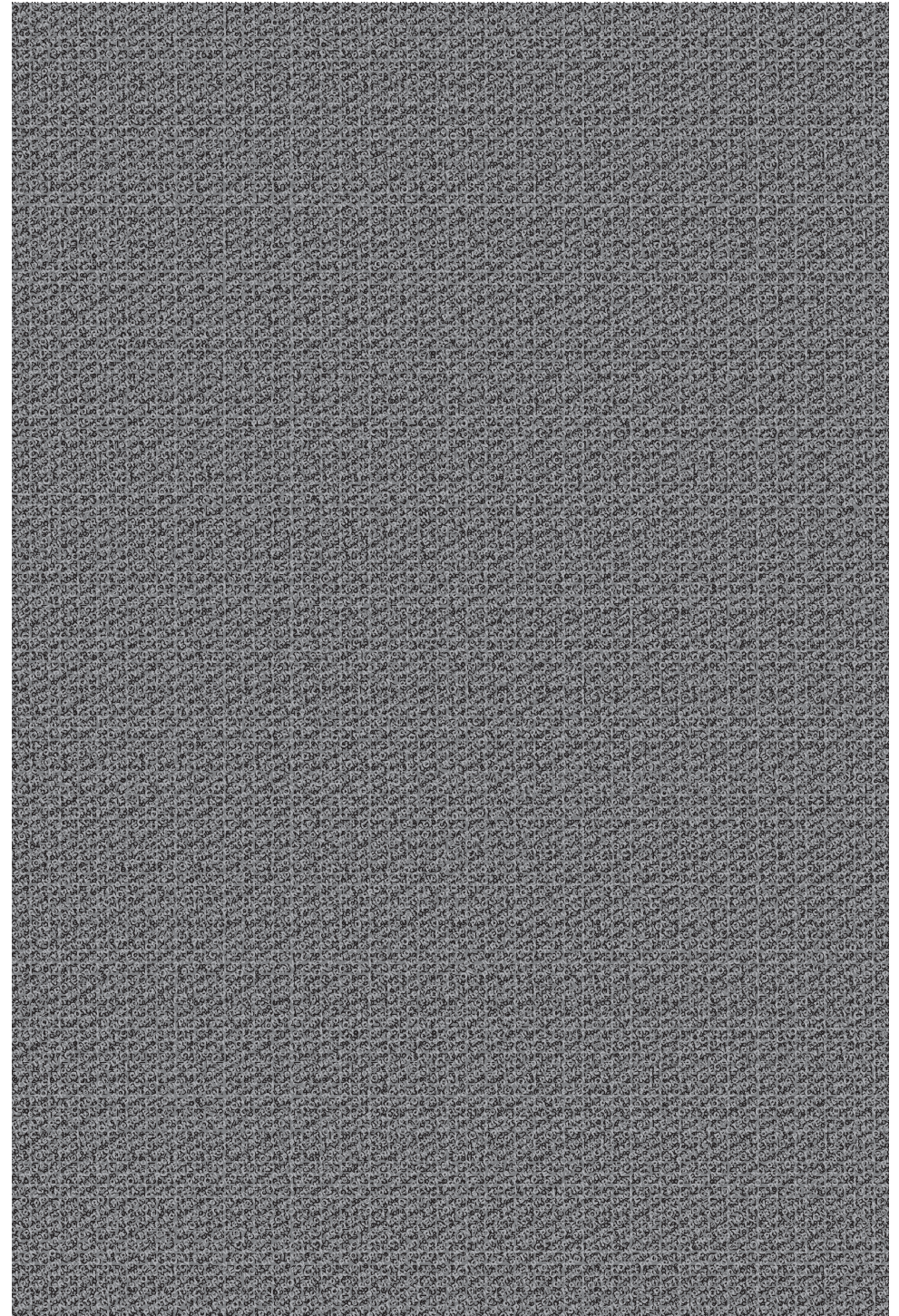
※介護分野における特定技能協議会
手続き変更に伴う新システムへの移行用コードの御知らせ
(本案内は当協議会構成員(会員)宛にお送りしております。)

(差出人・返還先)

介護分野における特定技能協議会事務局
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目17-14 松岡銀七ビル3階
(公社) 国際厚生事業団 外国人介護人材支援部 内
TEL: 03-6206-1262 (平日 9:15 ~ 17:30)

※国際厚生事業団は、厚生労働省より令和6年度外国人介護人材
受入・定着支援等事業の実施団体として委託を受け、当協議会
事務局支援業務を行っております。

サンプル (裏面)



サンプル (内面)

※本ご案内は、介護分野における特定技能協議会構成員へお送りしております。

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇 〇〇 様

当協議会構成員の皆様には、日頃より協議会の円滑な運営に向け、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、従前より電子メールにてご案内の通り、当協議会では令和6年5月27日13時00分より入会手続きを変更し、協議会申請システムのリニューアルを行います。

つきましては、構成員(既に入会済みの受入機関)の皆様には、大変お手数ではございますが、本紙の右面にある移行手続き手順に沿って、移行手続きを行っていただくようお願いいたします。

なお、本件の関連情報は、下記 URL よりご確認ください。

■国際厚生事業団ホームページ：<https://jicwels.or.jp/fcw/?p=18460>

※新システムをお使いいただくためには、右面の【移行用コード】及び【移行用 URL】が必須となりますので、本ハガキは大切に保管いただくようお願いいたします。なお、移行用コードを紛失された場合等の再発行手続きはこちらの URL よりご確認ください。<https://jicwels.or.jp/fcw/Ajdtmk.pdf>

※移行手続きにあたっては、必ず右記3の注意事項を併せてご確認ください。

構成員の皆様には、お手数をお掛けいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<お問合せについて>

本はがき表面に記載の連絡先へお願いいたします。

1. 移行手続き用情報：

- ・移行用 URL：<https://foreigncareworkers.net/act>
- ・移行用コード：XXXXXXXXXX

2. 移行手続き手順：

- (1) お使いの PC で、上記1に記載の「移行用 URL」にアクセスします。
- (2) 移行用画面において、【構成員番号】(※)と上記1の【移行用コード】を入力の上、【引継ぎしアカウントを作成する】ボタンを押下します。
※構成員番号は、旧システムのユーザー ID (Aから始まる6桁の番号) です。ご不明な場合、受入機関ご担当者より当協議会窓口へお問い合わせください。
- (3) アカウント作成画面において、受入機関ご担当者様の情報 (氏名、メールアドレス、電話番号) を入力し、アカウントを作成します。
※登録支援機関ではなく、受入機関ご担当者の情報をご入力ください。
- (4) 上記 (3) で入力したメールアドレス宛に自動通知メールが届きます。メール本文内の URL を押下し、アカウント本登録をお済ませください。
- (5) 以上で移行手続きは完了となります。これ以降の操作については、新システム画面上の操作マニュアルをご確認ください。

3. 注意事項：

- ・上記移行用コードは、旧システムで登録いただいた個人情報を移行するための各受入機関の固有のコードとなりますので、取扱いに十分ご注意ください。
- ・本移行手続きは登録支援機関ではなく、必ず受入機関のご担当者が行ってください。また、情報漏洩の防止等、協議会申請システムのアカウント管理は、受入機関の責任において行ってください。
- ・新システムでは、登録支援機関用のアカウントも作成でき、受入機関に代わってシステムでの一部手続きや申請等を行うことができますようになります。ただし、登録支援機関用のアカウントの作成および管理は受入機関の責任において行っていただきます。